



SNSをきっかけとした トラブルに注意!

【相談事例1】

SNSで『百貨店の免税店が閉店になるので、ブランド品を大幅値下げで販売する』という広告を見て、リンク先の百貨店のロゴマークが入った通販サイトから商品を購入したところ、届いた商品は偽物だった。(10代 女性)

【相談事例2】

SNSで知り合った相手から、ゲームアカウントを買わないかと持ち掛けられ7,500円で購入したが、アカウントは利用できなかった。そのため、解約することにし、後で返金するからと言われ、一旦キャンセル料5万円を送金したが、連絡がとれなくなった。その後、相手のSNSアカウントは削除されていた。(10代 男性)

SNSは便利なコミュニケーションツールですが、悪質商法の勧誘の手口として悪用されるケースもあります。

【アドバイス】

- 大幅な値引きをうたうSNS上の広告は、うのみにしない。ロゴマークが入っていても、偽通販サイトの可能性があります。注文前に、販売サイトを隅々まで確認しましょう。
- SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かはわかりません。お金を支払ったとたん、相手と連絡が取れなくなることもあります。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。



◆ 少しでもおかしいと思ったら、一人で悩まず消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん